

(別紙)

有機加工食品の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見
に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
5.1 原材料及び添加物（加工助剤を含む）		
有機加工食品の原材料として、有機でない農畜産物、放射線照射が行われたもの、組換え DNA 技術を用いて生産されたものは使用できないということか。	1	有機加工食品の原材料として使用する農畜産物は、有機のものを使用することが基本であり、これらが入手が困難な場合に限り非有機のものを使用することが可能です。 非有機のものを使用する場合も、放射線照射が行われたもの、組換えDNA技術を用いて生産されたものを使用することはできません。
附属書A		
次亜塩素酸水の基準「食塩水（99％以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。）を電気分解して得られた次亜塩素酸水を使用する場合に限る。」を削除する理由は何か。この場合、薬液混合型のもの等、食品添加物として指定されていない次亜塩素酸水が使用可能となるとの誤解が生じることから、当該基準を削除すべきではない。	5	多様な状況において有機加工食品を製造するに当たり、原材料を十分殺菌し衛生的な製造ができるよう、有機の原則と一致していること、必要不可欠であること等のコーデックスガイドラインに示された資材の追加要件を満たすことを確認の上、当該基準を削除することとしました。 食品の製造にあつては本規格のほか、食品衛生法等他法令の規制に従う必要があり、有機加工食品のJASにおいて食品添加物として使用可能となっている次亜塩素酸水は、食品衛生法上の規定に基づき添加物の指定を受けたもののみです。
有機とうたうにも関わらず、使用できる添加物が多すぎるのではないか。1桁程度に減らすべきではないか。	1	有機加工食品のJASにおいて使用できるものとされている添加物は、有機の原則と一致していること、必要不可欠であること等のコーデックスガイドラインに示された資材の追加要件を満たすことを確認したものであり、数に着目して減らすことは適当ではありません。
規格全般		

実質改正部分は（新設）と書いてある部分のみか。 他の法律等の改正では実質改正と思われる部分を太線にしているものもある。	1	実質改正部分は（新設）とした部分に限られません。 より適切な情報提供ができるよう検討をまいります。
---	---	---